

沖縄県の公文書管理 4

評価選別



公文書館では、受け入れた文書について、永久保存する価値を判断し、最終的な評価選別を行います。

▶ 評価選別

大量に受け入れた文書の中から、保存すべき文書を選別します。この作業は、次のような評価選別シートに基づいて行います。文書の内容、構成を分析し、類型ごとに廃棄と保存に振りわけます。

【評価選別シート】

選別コード	M25002		
シリーズ名	ダイオキシン類の調査測定に関すること		文書類型
シリーズ解説	<p>ダイオキシン類による環境汚染や人の健康被害を防止するために「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 12 年施行）では、大気、公共水域などに関する環境基準や、人の 1 日当たりの許容摂取量などが定められている。</p> <p>同法ではダイオキシン類を排出する施設を特定施設として定め、その設置者にはダイオキシン類排出規制値の遵守を義務づけており、排出ガスや排水の汚染の状況について、毎年測定し都道府県知事に報告しなければならないとしている。</p> <p>また、同法により都道府県知事には特定施設の監視と併せて、大気・公共水域・土壌中のダイオキシン類の常時監視が義務づけられており、これらの調査結果を環境白書にて公表している。</p>		
選別区分	一部保存	選別基準 7（住民の権利）	分類 環境・衛生 / 環境保全 / 公害対策
判定理由	<p>ダイオキシン類が人の健康に影響を与えるおそれがある物質であること、自然分解されにくく環境や生物の体内に蓄積されていくことから、監視測定に関する文書は将来的に有効な利用が見込まれるため保存とする。測定結果は毎年県の環境白書またはウェブサイトにて数値が公表されているが、測定時や分析の際の細かいデータは公表されていない。</p> <p>ただし、文書類型 3-(1)、3-(2) は事業所ごとの測定結果が公表されており、今後有効な利用が見込まれないため廃棄とする。また、報告書等で重複がある文書については廃棄とする。</p>		
所管課名	環境生活部環境保全課	対応類名	ダイオキシン類調査測定関係 / 3 年保存

- 次の文書のうち、【**廃棄**】以外を**保存**とする。
- 県または測定機関による環境中のダイオキシン類調査報告書
 - ダイオキシン類測定業務報告書
 - 海生生物汚染物質濃度測定業務報告書
 - 基地周辺公共用水域監視調査に係るダイオキシン類測定業務報告書
 - 各測定業務についての詳細なグラフデータや精度管理報告書等
 - 発生源監視調査に関する文書
 - ダイオキシン類発生源監視測定業務結果報告書
 - 改善命令・立ち入り調査書等
 - 特定施設設置者に関する文書
 - ダイオキシン類自主測定結果及び計量証明書等添付文書【**廃棄**】
 - 事業者や保健所との往復文書【**廃棄**】
 - 改善命令・立ち入り調査書等
 - 特定施設の設置に関する文書【引渡実績なし】
 - 特定施設設置（使用、変更）届出書
 - 特定施設使用廃止届出書
 - その他、特定施設の使用変更に関する文書